

香春町小中一貫教育推進基本方針（案）

香春町教育委員会

はじめに

香春町教育委員会は「香春町教育振興基本計画」に基づき、「たくましく生きる学力と体力を身につけ 他人を思いやり 郷土を愛する子どもたちを育てる」を基本理念として、様々な施策を講じてきました。

この「香春町小中一貫教育推進基本方針」は、その施策の一環として新たに定めるもので、香春町の次代を担う子どもたちの育成を目指し取り組む、小中一貫教育を推進する基本的な考え方や方策を示すものです。

少子高齢化による児童・生徒数の減少、学校施設の老朽化などにより、教育委員会では「香春町学校再編整備基本方針」を策定し、現在の4小学校、2中学校をそれぞれ1小学校、1中学校とし、小中一貫教育を見据えた新たな学校づくりを目指すこととしました。

他の自治体において小中一貫教育を導入、実施してきた事例を見ると、教育上有効である結果が多々見受けられます。文部科学省の調査によると、全国211市町村、1130件の取組がなされており、その9割以上に何らかの成果が見受けられます（別添：資料1参照）。また、本町において実施してきた、小小連携、小中連携事業等を検討・分析したところ、教育委員会では小中学校を再編し、小中一貫教育制度の導入についても検討すべきとの結論に至りました。

国においても長い期間の検討、研究の結果から小中一貫教育制度は教育上有効であるとして、平成27年6月に学校教育法の一部を改正し、小中一貫教育を制度化した、義務教育学校制度を創設しました。

これらのことから「たくましく生きる学力と体力を身につけ 他人を思いやり 郷土を愛する子どもたちを育てる」ため、「香春町小中一貫教育推進基本方針」を策定して、本町においても小中一貫教育制度を導入し、学校・地域・家庭が連携して、その推進を図っていきます。

1. 小中一貫教育の推進

(1) 小中一貫教育の定義

義務教育期間である9年間を通じて、教職員が教育目標を共有し、教育課程の編成及び指導計画の作成を行い、一体的な組織のもと、系統的な教育を実施していく教育とします。

(2) 小中一貫教育推進の主なねらい

① 生活・行動に関すること

子どもの情報について9年間共有することで、一貫した指導理念に基づいた指導方法で子どもにあたることができます。このことで、これまで子どもが小学校から中学校に進学する際の、学校生活のきまりや指導方法の変化から起こる心理的負担やつまずき、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、子どもの健全育成につなげることができます。

② 学力・体力に関すること

9年間を通じて「学びの連続性」を重視して指導することで、「重点を置いて学習する必要がある内容」や「つまずきやすく繰り返し学習する必要がある内容」を整理して、段階的な指導計画を作成し、実施することで、いわゆる「小4の壁」などの学力面でのつまずきを解消し、子どもの学力向上につなげることができます。

また、9年間を通じて「体力の向上」を図る指導ができることと、中学校からの「部活動」を、体育系・文化系ともに小学校高学年からといった、より早い段階から始めることが可能であるため、学力、体力両面の向上を図ることができます。

③ 教員に関すること

今までの小中学校の教員が子どもの実態について共通認識を持ち、そのことから9年間を通じた重点指導事項などが明確になります。

また、小中学校の教員が今までに積み重ねてきた指導方法を共有することによって、指導方法に幅が出て、発達段階に応じた指導を効果的に進めることができます。

2. 香春町が目指す小中一貫教育の概要

(1) 学習指導要領に即した小中一貫教育の推進

学習指導要領の総則では、「児童（生徒）に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する…」としています。「香春町教育振興基本計画」では「たくましく生きる学力と体力を身につける」ことを推進しています。

本町の「小中一貫教育」は、「生きる力」をはぐくむことを基本理念とした学習指導要領の趣旨、ねらい及び内容に即して「小中一貫教育」を推進します。

また学習指導要領に沿った教育を行うことで、転出入する児童生徒にとって、戸惑うことのない教育の提供と6年修了時点での小学校課程を修了した旨の証明により、他の中学校への進学に対する対応を図ります。

(2) 前期・中期・後期の区分による指導

義務教育期間9年を区分する場合には、全国的には前期6年、後期3年（全体のうち72%）、もしくは前期4年、中期3年、後期2年（同26%）といった区分が主に導入されています。

本町ではいわゆる「小4の壁」、「中1ギャップ」といった諸問題の解消を図るため、義務教育の期間9年を前期3年、中期4年、後期2年に区分し、発達段階に応じて、それぞれの時期で重視して指導することを明確にして取り組みます。

○ 前期（3年間：小学1年生～3年生）

繰り返し指導や補充指導等により習熟を図ることを重視し、学習規律や基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

○ 中期（4年間：小学校4年生～中学1年生）

これまでの学習や生活で身につけたことを活用することを重視し、論理的思考力の育成を図ります。

また、小学生段階から一部教科担任制を実施し、いわゆる「小4の壁」の解消を図ることや、平成32年度から小学校でも導入される「英語教育」等に対応するため、専門性の富んだ学習活動を展開し、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。

○ 後期（中学2年生・3年生）

キャリア教育や発展学習により、自らの進路を考えたり、これまで身につけたことを発展させたりすることを重視し、自ら課題を見つけ解決する力の育成を図ります。

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生
前期			中期				後期	
学級担任制 基礎基本の習得・定着を図る学習			教科担任制 個性・能力（適性）の伸長を図る学習					
読み・書き・計算の習得			基礎・基本を徹底し、学力の定着と 個々の能力を引き出す習熟度別学習の充実				自学自習を重視	

(3) 義務教育学校制度の導入

香春町が新たに設置しようとする小・中学校は、同一敷地内での施設一体型の学校とする予定です。学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、新たに制度化された義務教育学校制度を導入して、9年間の系統的な教育を実施していきます。

3. 小中一貫教育（義務教育学校制度）の導入にあたって

(1) 小小連携、小中連携事業の推進

「小中一貫教育」は、現行の教育体系や生活環境と大幅に異なることから、その導入にあたっては、児童生徒及び教員に戸惑いと混乱を生じさせる恐れがあります。

このことから、児童生徒及び教員の相互交流を推進するため、現在の小小連携、小中連携事業をさらに拡大、発展させる必要があります。例えば小小連携事業では、町内4小学校の連携事業、2中学校の連携事業、中学校区2つでの小中連携事業といったことを推進するだけでなく、さらに4小学校と2中学校での連携事業を実施し、先に記した義務教育学校での「小中一貫教育」の導入に備えます。

(2) 小中一貫教育推進部会の設置

「小中一貫教育」の導入を推進するため、小中一貫教育推進部会（以下「部会」という。）を設置します。

この部会は、「香春町小中学校再編推進審議会」（以下、「審議会」という。）内に設置する専門部会の一つと位置づけ、次のことを協議していきます。

① 方針に関すること

- 児童生徒の実態を把握、分析し、直面している課題等を明らかにすること
- この課題等から見えてくる、目指すべき児童生徒像や重点目標を設定すること

② 取組に関すること

- 「小中一貫教育」導入までの連携事業や交流活動等児童生徒をつなぐ取組に関すること
- 教員の交流・相互理解促進への取組に関すること
- 9年間を見通したカリキュラム編成のための調査、研究に関すること

③ 家庭や地域の教育力の活用に関すること

- 「小中一貫教育」を行うに当たっての町内の人材、自然、教育機関や施設等の活用の在り方を検討すること
- 家庭、地域と一体となった取組の在り方を検討すること

部会で協議した事項については逐次審議会に報告し、情報の共有化を図ります。また、部会員は審議会の委員でもある各学校長、筑豊教育事務所職員のほか必要に応じて教頭、主幹教諭、教務主任、PTA代表等で構成します。

4. 小中一貫教育推進基本計画の策定

先に記した部会での様々な事項を検討・分析の上、より詳細な「小中一貫教育推進基本計画」を策定します。この計画は「香春町教育振興基本計画」の一部と位置づけ、それに則した「小中一貫教育」を進めていくことを、香春町の新たな教育施策の一つとします。